

令和3年度5月 第2回 あま市農業委員会総会議事録

開催日時 令和3年5月28日（金） 午前10時00分 ～ 午前11時30分

開催場所 あま市七宝産業会館 2階 大会議室

出席者

農 業 委 員 会 委 員			農地利用最適化推進委員		
議席番号	氏 名	出欠	番 号	氏 名	出欠
1	玉谷 尚登	出席	推 1	平尾 正敏	出席
2	近藤 善成	出席	推 2	小坂井 佳雄	出席
3	菱田 茂	出席	推 3	宇佐美 雅仁	出席
4	加藤 勝	出席	推 4	近藤 哲夫	出席
5	伊藤 幸夫	出席	推 5	林 和夫	出席
6	笹野 明美	出席	推 6	花木 清	出席
7	近藤 美奈子	出席	推 7	宮地 浩司	出席
8	木村 治彦	出席	推 8	久保田 幸司	出席
9	三輪 光雄	出席	推 9	足立 國雄	出席
10	山田 武彦	出席			
11	横井 幸一	出席			
12	鈴木 良法	出席			
13	近藤 吉美	出席			
14	石原 勇	出席			

議案説明及び会議に職務の為出席した者

職 名	氏 名	職 名	氏 名
事務局長	大堀 俊和	書記	深見 訓英
部長	河竹 雅義		片岡 篤志
			吉田 仁美

傍 聴 人 なし

提 出 議 案

日程第 1	議事録署名委員の指名
日程第 2	会期の決定
日程第 3	議案第 6 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
日程第 4	議案第 7 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について（農地中間管理事業分）
日程第 5	議案第 8 号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について
日程第 6	報告第 7 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出について
	報告第 8 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について
	報告第 9 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について
	報告第 1 0 号 買受適格証明願について

議 長	(あいさつ) 本日の出席につきましては、農業委員の出席数は14人、推進委員の出席数は9人です。 定足数に達していますので、令和3年度5月あま市農業委員会総会を開会します。 本日の議事日程はお手元に配布のとおりです。
議 長	日程第1「議事録署名委員の指名」を行います。 3番 菱田 茂 委員及び、4番 加藤 勝 委員を指名します。
議 長	日程第2「会期の決定」を議題とします。 本総会の会期は、本日1日限りとしたいと思います。 これにご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	異議なしと認めます。よって本総会の会期は、本日1日限りと決定しました。
議 長	日程第3 議案第6号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。 議案第6号6番は、近藤吉美委員に関係する事項があります。 あま市農業委員会総会規則第17条の規定により、近藤吉美委員には一時退席していただきます。 (近藤吉美 委員 退席)
議 長	それでは、事務局の説明をお願いします。
事 務 局	(説 明) 議案第6号1番につきまして説明いたします。 議案は2ページ、参考資料は1～3ページをご覧ください。 譲受人・譲渡人は、議案のとおりとなっており、申請地は七宝町下田江西地内の畑で、駐車場への転用で、貸借権設定となっております。

申請者は名古屋市熱田区で紙製品製造業を営んでおります。

申請地北東側に製品を配送するための倉庫があり、現在従業員駐車場が不足しており、今回の土地を譲り受けその駐車場にするための申請となっております。

一般基準も満たしており、立地基準においては、住宅等が連たんしている区域に近接する区域の農地で10ha未満であるもので、農地区分は第2種農地に区分されます。

周辺の土地を利用するのに困難が生じるため、転用の許可が見込めません。

2番につきまして説明いたします。

議案は2から6ページ、参考資料は4～6ページをご覧ください。

譲受人・譲渡人は、議案のとおりとなっており、申請地は方領及び石作地内の田・畑で、流通業務施設への転用で所有権移転となっております。

譲受人は愛西市に本社を置き、貨物自動車運送業を営んでおります。

譲受人は日々増加する物流業務に対し、現在使用している本店倉庫では施設の規模が不足しているため、不足する倉庫機能と一般貨物運送業を行える新拠点となる流通業務施設を建設するものです。

一般基準も満たしており、立地基準においては、インターチェンジから300m以内の農地で農地区分は甲種農地に区分されます。

周辺の土地を利用することが困難なため、転用の許可が見込めません。

転用に際し、敷地内で出る排水につきましては地下式調整池を設け、国道302号線を横断する排水路に一元で排水することにより、周辺の農地への影響を少しでも軽減するよう対策を行います。

また、大型トラックは北側県道からのみの出入りとなり、南側は小型車及び有事の際の緊急車両の出入りのみと聞いておりますので、周辺で農業を行われている方の通行への影響は少なく済むと思われます。

工事中に関しましても、周辺の作付けに影響が出ない時期を調整するようご意見をいただきましたので、時期を配慮して工事を行うという工程表が提出されております。

3番につきまして説明いたします。

今回申請を受けましたが、議案発送後、申請者から当該案件の取下届が提出されましたので、議案を取下げさせていただきました。

4番について説明いたします。

議案は7ページ、参考資料は10～12ページをご覧ください。

譲受人・譲渡人は、議案のとおりとなっており、申請地は丹波西切地内の畑で、一般個人住宅への転用で使用貸借権設定となっております。

譲受人は生活環境変化に伴い、現在の居宅が手狭になったため、分家住宅を建設するための申請となっております。

一般基準も満たしており、立地基準においては、住宅等が連たんしている区域にある農地で、農地区分は第3種農地に区分されます。

第3種農地のため転用の許可が見込めます。

5番について説明いたします。

参考資料は13～15ページをご覧ください。

譲受人・譲渡人は、議案のとおりとなっており、申請地は七宝町下田江西地内の田で、駐車場及び資材置場への転用で、所有権移転となっております。

譲受人は、名古屋市千種区において解体業を営んでおり、主にあま市周辺で仕事を請け負っております。

現在稲沢市にある解体業を営む会社の土場を借受けて事業を行っておりますが、事業の拡大により重機などの車輛置場、職員の駐車場、資材置場等のスペースが不足しております。

よって、今回の申請において、これらのスペースを確保するための農地への影響を少しでも軽減するよう対策を行います。となっております。

一般基準も満たしており、立地基準においては、住宅等が連たんしている区域に近接する区域の農地で10ha未満であるもので、農地区分は第2種農地に区分されます。

周辺の土地を利用するのに困難が生じるため、転用の許可が見込めます。

6番について説明いたします。

議案は7～9ページ、参考資料は16～18ページをご覧ください。

譲受人・譲渡人は、議案のとおりとなっており、申請地は石作中小路地内の田・畑で、流通業務施設への転用で、所有権移転となっております。

譲受人は、あま市新居屋地内に本社を置き、一般貨物自動車運送業を営んでおります。

譲受人は、事業拡大に伴い、大型車輛の駐車場が分散してしか確保で

きず、既存の営業所では運転手の休憩、仮眠場所の確保ができないため、機能を集約し、効率化を進めるため本申請地に新たに新営業所を建設するものです。

一般基準も満たしており、立地基準においては、インターチェンジから300m以内の農地で農地区分は甲種農地に区分されます。

周辺の土地を利用することが困難なため、転用の許可が見込めます。

こちらにつきましては、5月26日に海部農林水産事務所と現地確認をさせていただいております。

また、5月25日には玉谷委員と久保田委員とで現地確認をさせていただいております。

議 長 議案第6号につきまして、玉谷委員と久保田委員で現地確認を行っていただきましたが、代表して玉谷委員から現地の状況について、報告願います。

伊藤幸夫委員 議案6号につきまして、久保田委員と現場を確認しましたが、転用について問題はありませんでした。

議 長 只今、事務局及び伊藤委員から説明・報告がありました、議案第3号について、何かご質問等はございますか。

ご質問もないようですので採決に移ります。

議案第6号を承認することに賛成する農業委員の挙手を求めます。

挙手全員です。

よって、議案第6号は承認されました。

それでは、近藤吉美委員に戻っていただきます。

(近藤吉美 委員 入室)

議 長 日程第4 議案第7号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について（農地中間管理事業分）」を議題とします。

それでは、事務局から説明させます。

事 務 局 (説 明)

議案第7号につきまして説明いたします。

議案第10～20ページをご覧ください。

農地所有者につきましては、８８名、貸付地は２２１筆、借受者は１４名となっております。

議 長 只今、事務局から説明、報告がありました議案第７号について、何かご質問等はございますか。

ご質問もないようですので採決に移ります。

議案第７号を承認することに賛成する農業委員の挙手を求めます。

挙手全員です。

よって議案第７号は承認されました。

議 長 日程第５ 議案第８号「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」を議題とします。事務局から説明させます。

事 務 局 (説 明)

議案第８号につきまして説明いたします。

議案の２１ページをご覧ください。

相続者・被相続人及び特例農地は議案のとおりで、面積は８５９㎡となっております。

こちらにつきましては、５月２５日に玉谷委員・久保田委員と現地確認をさせていただいておりますが、露地野菜が作付けされており、特に問題はありませんでした。

議 長 議案第８号につきまして、玉谷委員と久保田委員で現地確認を行っていただきましたが、代表して玉谷委員から現地の状況について、報告願います。

玉谷委員 議案８号につきまして、久保田委員と現場を確認しましたが、農地の耕作について問題はありませんでした。

議 長 只今、事務局から説明、報告がありました議案第８号について、何かご質問等はございますか。

ご質問もないようですので採決に移ります。

議案第８号を承認することに賛成する農業委員の挙手を求めます。

挙手全員です。

議案第８号は承認されました。

議 長	日程第 6 報告第 7 号「農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出について」、報告第 8 号「農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定によ届出について」、報告第 9 号「農地法第 1 8 条第 6 項の規定によ通知について」、報告第 1 0 号「買受適格証明願について」を事務局から一括報告願います。
事 務 局	(報 告)
議 長	只今、事務局から報告がありました、報告第 7 号から報告第 1 0 号について、何かご質問・ご意見等はございませんか。 ご質問もないようですので、質疑を終了します。 以上で本会の会議に付議された事件は、すべて議了いたしました。 よって閉会したいと思います。 これにご異議ございませんか。 (異議なしの声あり) 異議なしと認めます。 以上で本日の議事はすべて終了いたしました。 長時間にわたりご苦労様でした。 次回の農業委員会でございますが、6 月 3 0 日 (水) 午前 1 0 時からの予定です。よろしくお願いいたします。 最後にその他ということで、事務局からお願いします。
	終 了

会議の経過を記載してその相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長 三輪 光雄

署 名 委 員 菱田 茂

署 名 委 員 加藤 勝